

# JIS

## 情報技術ーセキュリティ技術ー プライバシーフレームワーク (プライバシー保護の枠組み及び原則)

JIS X 9250 : 2017  
(ISO/IEC 29100 : 2011)  
(JIPDEC/JSA)

平成 29 年 6 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 情報技術専門委員会 構成表

|       | 氏名      | 所属                               |
|-------|---------|----------------------------------|
| (委員長) | 伊 藤 智   | 国立研究開発法人産業技術総合研究所                |
| (委員)  | 青 木 裕佳子 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 |
|       | 稲 垣 浩   | 総務省行政管理局                         |
|       | 岩 田 秀 行 | 日本電信電話株式会社                       |
|       | 榎 本 義 彦 | 日本アイ・ピー・エム株式会社                   |
|       | 山 田 美佐子 | 一般財団法人日本消費者協会                    |
|       | 小 野 文 孝 | 東京大学                             |
|       | 紅 林 孝 彰 | 日本銀行金融研究所                        |
|       | 神 保 光 子 | 日本電気株式会社                         |
|       | 菅 野 育 子 | 愛知淑徳大学                           |
|       | 鈴 木 正 敏 | 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会          |
|       | 足 立 朋 子 | 株式会社東芝                           |
|       | 西 山 茂   | 新潟国際情報大学                         |
|       | 中 西 悦 子 | 総務省情報通信国際戦略局                     |
|       | 三 宅 滋   | 株式会社日立製作所                        |
|       | 平 岡 靖 敏 | 一般財団法人日本規格協会                     |

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 29.6.20

官 報 公 示：平成 29.6.20

原 案 作 成 者：一般財団法人日本情報経済社会推進協会

(〒106-0032 東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル TEL 03-5860-7551)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 伊藤 智)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

|  | ページ |
|--|-----|
| 序文   | 1   |
| 1 適用範囲   | 2   |
| 2 用語及び定義   | 2   |
| 3 記号及び略語   | 6   |
| 4 プライバシーフレームワークの基本要素   | 6   |
| 4.1 プライバシーフレームワークの概要   | 6   |
| 4.2 登場者 (actor) 及び役割   | 6   |
| 4.3 インタラクション   | 7   |
| 4.4 PII の認識  | 8   |
| 4.5 プライバシー安全対策要件   | 12  |
| 4.6 プライバシーポリシー   | 15  |
| 4.7 プライバシー管理策  | 16  |
| 5 この規格におけるプライバシー原則   | 16  |
| 5.1 プライバシー原則の概要  | 16  |
| 5.2 同意及び選択 (Consent and choice)                              | 17  |
| 5.3 目的の正当性及び明確化 (Purpose legitimacy and specification)       | 18  |
| 5.4 収集制限 (Collection limitation)                             | 18  |
| 5.5 データの最小化 (Data minimization)                              | 18  |
| 5.6 利用, 保持及び開示の制限 (Use, retention and disclosure limitation) | 19  |
| 5.7 正確性及び品質 (Accuracy and quality)                           | 19  |
| 5.8 公開性, 透明性及び通知 (Openness, transparency and notice)         | 19  |
| 5.9 個人参加及びアクセス (Individual participation and access)         | 20  |
| 5.10 責任 (Accountability)                                     | 20  |
| 5.11 情報セキュリティ (Information security)                         | 21  |
| 5.12 プライバシーコンプライアンス (Privacy compliance)                     | 22  |
| 附属書 A (参考) この規格の概念と JIS Q 27000 の概念との対応表                     | 23  |
| 参考文献   | 24  |
| 解 説  | 25  |

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 情報技術—セキュリティ技術— プライバシーフレームワーク (プライバシー保護の枠組み及び原則)

## Information technology—Security techniques—Privacy framework

### 序文

この規格は、2011年に第1版として発行された **ISO/IEC 29100** を基にして、技術的な内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格は、情報通信技術（以下、ICT という。）システムにおける個人識別可能情報（以下、PII という。）の保護のための概念レベルの枠組み（フレームワーク）を提供する。この規格は一般論であり、組織の観点、技術の観点、及び手続の観点から、プライバシーフレームワーク全体を扱うものである。

本プライバシーフレームワークは、組織が、ICT 環境における PII に関連するプライバシー安全対策要件を定義するための一助となることを目的として、次の事項を提供する。

- 一般的なプライバシーについての用語の規定
- PII の処理における登場者（actor）及びその役割の定義
- プライバシー安全対策要件の説明
- 既知のプライバシー原則のリファレンス

この規格が参照するプライバシー安全対策要件は、一部の法域では、PII を保護するための法的要求事項を補完するものとみなされるかもしれない。PII を処理する ICT の増加に伴い、PII の保護についての共通理解を提供する国際的な情報セキュリティ標準が重要である。この規格は、PII 処理に関連する事項に焦点を当てることによって、既存のセキュリティ標準を拡張することを目的としている。

PII の商業利用及び商業的価値の増加、法域をまたがる PII の共有、及び ICT システムの複雑化によって、組織にとってプライバシーを保障し様々な適用される法令との整合性を確保することが難しくなっている。プライバシー利害関係者は、プライバシーの問題を適切に扱い、PII の誤った利用を避けることによって、不確かさ及び不信感を回避することができる。

この規格を利用することによって次の事項が実現される。

- PII を扱い、かつ、保護する、ICT システムの設計、実装、運用及び保守における手助けとなる。
- ICT システムにおける PII 保護を可能にする革新的な解決策を促進する。
- ベストプラクティスの利用を通じて、組織のプライバシープログラムを改善する。

この規格で提供されるプライバシーフレームワークは、例えば、次に示すような更なるプライバシーの